

平成 18 年 8 月 11 日

各 位

株式会社 りそなホールディングス
(コード番号：8308)

第 4 種優先株式の発行株式数等に関するお知らせ

株式会社りそなホールディングスは、平成 18 年 7 月 26 日に発行を決定いたしました第 4 種優先株式について、募集株式の数および優先配当金を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

第 4 種優先株式発行要項（未定であった事項）

募集株式の数 25,200 株

優先配当金 優先配当金

当社は、剰余金の配当(中間配当を除く)を行うときは、本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という)または本優先株式の登録株式質権者(以下「本優先登録質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という)および普通株式の端株主に先立ち、次に定める額の配当金(以下「優先配当金」という)を金銭にて支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。

優先配当金の額は、本優先株式 1 株につき、その払込金額に、次の配当率を乗じて算出した額とする。

本優先株式に対する優先配当金の配当率は、年 3.970% (払込金額 2,500,000 円に対し 99,250 円)とする。ただし、平成 19 年 3 月 31 日終了の事業年度中は支払わないものとし、平成 20 年 3 月 31 日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額 2,500,000 円に対し 57,918 円とする。

なお、本優先株式発行により資本金の額および資本準備金の額がそれぞれ 315 億円増加し、平成 18 年 7 月 26 日に公表済の会社法第 447 条第 3 項および会社法第 448 条第 3 項に基づく株式発行と同時の資本金額および資本準備金額の減少手続きにより資本金の額および資本準備金の額がそれぞれ 315 億円減少いたします。

結果として本優先株式発行後も当社の資本金の額および資本準備金の額に変わりはなく、また本優先株式発行による「その他資本剰余金」の増加額は 630 億円となります。

以 上